

1. 組織名

公益社団法人 日本医師会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

知的財産、制度的事項

意見

○ 薬価や医療技術の特許期間の延長、特許薬の高価格の維持と独占的権利の強化についての懸念

高額な医薬品を提供する製薬メーカーは、日本の公的医療保険制度における薬価制度では大きな利益を出すことができない。

試行的導入段階にある新薬創出・適応外薬解消等促進加算の恒久化や、加算率の上限の廃止、市場拡大再算定の廃止あるいは改正、外国平均価格調整のルールの変更を強く求められることは、医薬品が高騰することから反対である。

(参考)米国は、2011年2月の「日米経済調和対話」における米国側関心事項として、新薬創出加算の恒久化、市場拡大再算定ルール(原価計算方式により算定された新薬等が、当初の市場規模予測から相当程度拡大した場合に、その薬価を引き下げる)の廃止といった具体的な要求を示している。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

越境サービス、商用関係者の移動

意見

○ 医師免許の相互認証(クロスライセンス)についての懸念

医療安全の確保について、日本として主体的に判断せず、外国の制度に依存することとなり、国民の安全を守るという国家の主権に関わることを外国に譲り渡すこととなる。また、言葉や文化の違いにより、チーム医療を阻害したり、医療事故を引き起こす原因となったりするおそれがあるので、外国人医師が、研修目的ではなく日本で診療を行うのであれば、外国人医師も日本の医師国家試験に合格することが必要であり、安易な医師免許の相互認証(クロスライセンス)には反対である。

なお、看護師等、他の医療関係職種についても同様である。

4. 提出意見③

該当する交渉分野

金融サービス

意見

○ 民間医療保険の拡大についての懸念

民間医療保険会社にとっては、公的医療保険制度があることから、参入のメリットがあまりない。そのため、民間医療保険会社が市場を拡大するために、公的医療保険制度の給付範囲の縮小を求めてくることが懸念される。混合診療が全面解禁されれば、新しい治療や医薬品を公的医療保険に組み入れるインセンティブが働かなくなるため、公的医療保険から給付される医療の範囲は時間とともに縮小する。民間医療保険の拡大は、公的医療保険の給付範囲の縮小を招き、所得の多寡によって受けられる医療に格差が生じるので、反対である。

5. 提出意見④

該当する交渉分野

投資

意見

○ 医療への株式会社の参入についての懸念

株式会社は、再投資のための原資に加え、株主に配当するための利益が必要であるが、公的医療保険下の診療報酬では大きな利益を確保できない。営利企業が医療機関経営に参入すると、利益を確保するために、

- ① コスト削減を優先するあまり安全性が犠牲になる
- ② 不採算部門・地域では病院経営自体から簡単に撤退する
- ③ 患者を選別する

ことが危惧される。このため、医療への営利企業の参入は反対である。

6. 提出意見⑤

該当する交渉分野

その他

意見

○ ISD条項、ラチェット規定についての懸念

TPPにはISD条項とラチェット規定が織り込まれるとみられる。市場拡大のため、日本の公的医療保険制度が参入障壁であるとして外国から提訴される懸念があり、敗訴すれば、公的医療保険制度が崩壊する。このため、公的医療保険制度に対するISD条項とラチェット規定の適用には反対である。

7. 提出意見⑥

該当する交渉分野

その他

意見

○ 公的医療保険による国民皆保険の堅持

日本医師会は、世界に誇る国民皆保険を守るために、第1に公的な医療給付範囲を将来にわたって維持すること、第2に混合診療を全面解禁しないこと、第3に営利企業(株式会社)を医療機関経営に参入させないこと、の3つが絶対に守られるよう厳しく求める。

TPP交渉において、国益を損ねることのないよう、全力で外交交渉に当たられることを強く望む。

もし、日本の国益に反すると判断された場合は、TPP交渉から速やかに撤退するという選択肢も持つべきである。

【参考】 TPP交渉における交渉分野

物品市場 アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植 物検疫)	TBT(貿易の 技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービ ス	商用関係者 の移動	金融サービ ス	電気通信 サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項 (法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的 事項

※ 2つ以上意見を提出される場合は、「提出意見」の行をコピーの上、行を追加願います。